

1 はじめに

(1) 2017年度自己点検・評価（『2016年度報告書』の作成） 基本方針

明治大学「内部質保証の方針」、さらに学則第1条第2項、大学院学則第2条第2項、法科大学院学則第3条、専門職大学院学則第3条の規定に基づき、2016年12月13日開催の自己点検・評価全学委員会において「2017年度自己点検・評価（『2016年度自己点検・評価報告書』の作成）基本方針」（以下、「基本方針」）を定め、自己点検・評価を実施した。

「基本方針」においては、本学の自己点検・評価の目的を以下のように定め、改善・改革の加速を第一義とし、実効性ある内部質保証システムの構築を意識したところに特色がある。

自己点検・評価の目的は、教育・研究の水準と質の維持・向上を図るため、第1に自らの活動を振り返ることで改善・改革の手がかりを見出し、その結果を年度計画や予算策定に役立てることにあり、第2に社会に本学の現状や今後の方針を公表することによって、外部から評価を受け、社会的な支持を得ることにあります。

2016年度自己点検・評価報告書の評価対象期間は、2016年4月1日から2017年5月31日までの14カ月間であり、学生数等の基準日は、2017年5月1日である。ただし、年度単位で集計するデータについては、2016年度の実績とする。

自己点検・評価の対象となる範囲、基準、評価項目等は、7年ごとの大学評価申請に対応することも含め、公益財団法人大学基準協会（以下、大学基準協会）の設定する大学基準及び点検・評価項目を基準とした。また、同協会における学位を授与する課程（プログラム）を基盤とした内部質保証システムの確立や、学習成果の測定に基づく改革サイクルを機能させる評価を重視する姿勢（「第3期認証評価に向けた基本方針」）を参考として、評価基準、点検・評価項目の重点化を図っている。

自己点検・評価の方法は、点検・評価項目に沿って、「2017年度教育・研究に関する年度計画書」（2016年度に立案した計画書）において自ら設定した「目標・計画」と、2016年度の活動実績を比較し、目標の達成状況を点検・評価する。評価結果として、明らかになった問題点について、その要因や背景を分析し、より目標達成のために効果的な「発展方策」を立案している。各学部等の速やかに対応すべき発展方策は、主に「2018年度教育・研究に関する年度計画書」（2017年度に立案する計画書）に、計画や予算を要する全学的に改善が必要となる事項は、主に「2019年度教育・研究に関する年度計画書」（2018年度に立案する計画書）の策定に活用することで、持続的な改善を図るPDCAサイクルとして機能させる。

1 はじめに

外部評価の結果及び改善方策の実施状況も自己点検・評価の対象としており、①2014年度の大学基準協会による大学評価（機関別認証評価）において指摘を受けた事項並びに2011年度の改善報告書検討結果において指摘を受けた事項、②全学委員会委員による自己点検・評価報告書への所見、③学長による改善方針、④評価委員会による評価結果（大学に対する提言）の4点である。

また、完成年度を迎えていない学部・研究科及び教育プログラム等の取組みについても点検・評価を行うものとする。

（2）認証評価の受審及び評価結果

本学は1991年の大学設置基準の改正を受けて、1992年には「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」ことを学則に規定する等、いち早く自己点検・評価に取り組み、1997年度には同協会による相互評価認定の結果も得てきた。また、学校教育法第109条に定める認証評価機関による評価として、2007年度に引き続き、2014年度に大学基準協会へ2回目の申請を行い、評価の結果「大学基準に適合している」と認定された。2014年度の認証評価では5項目について努力課題として指摘を受け、また教育の質を保証する上での大学全体としての取組みに対する指摘もあった。

この評価を真摯に受け止め、努力課題が付された事項及び指摘事項の改善・改革を着実に進展させる方策として、「改善アクションプラン（3カ年計画）」制度を構築している。2015年11月24日開催の自己点検・評価全学委員会で「第3期改善アクションプラン」を策定し、前述した指摘事項について、計画的に改善を図り、その結果を2018年7月までに大学基準協会へ「改善報告書」として提出することとしている。2017年度は、1つのプランが改善目標を達成し、他プランについても継続して改善に取り組んでいる。



大学基準協会認定マーク

（3）2017年度自己点検・評価における教育の内部質保証を確保する特色ある取組み

①大学における学びに関するアンケートのクロス集計分析結果による報告書の様式改定

学生の学習実態を踏まえた評価を行い、教育改善を進めるため、2016年度は、2015年度に自己点検・評価全学委員会が実施した「大学の学びに関するアンケート」のクロス集計分析を行い、そのクロス集計分析結果から点検・評価できるように「現状の説明の書き方」（評価を行うための手引き）を改定した。

目標の達成状況を評価することから、改善点を明らかにするため、データに基づく評価を

1 はじめに

徹底し、「明治大学データ集」では、評価に利用するデータを指定し、均一な方法で各学部等の現状を説明し評価できるようにしている。

② 内部質保証に関する各種研修（SD）の開催

自己点検・評価の基本となる内部質保証システムについての本学におけるPDCAサイクルの理解や、自己点検・評価における検証方法、評価技術の向上を目的とした各種研修（SD：Staff Development）を以下のとおり開催した。

◇ 内部質保証に関わる各種説明会・研修会の実施状況（2016年4月～2017年3月）

名 称	日時・会場	参加対象・参加者数
第10回EMIR勉強会（共催：山形大学，明治大学）	2016年 11月11日（金） 10:00～17:30 グローバルホール	副学長等大学執行部， 教務，学部系事務管理職，職員， 他大学教職員 ◎150名
継続的改善のためのIR/IEセミナー（主催：茨城大学・九州大学・明治大学，後援：大学評価コンソーシアム）	2017年 1月19日（木） 13:30～17:00 20日（金） 9:30～16:50 アカデミーコモン	副学長等大学執行部， 教務，学部系事務管理職，職員， 他大学教職員 ◎200名
自己点検・評価実務担当者説明会（主催：自己点検・評価全学委員会）	2017年 3月29日（水） 15:00～16:30 リバティタワー	副学長等大学執行部，学部・ 大学院執行部教員，事務管理職・ 担当者（学内の内部質保証管理者， 自己点検・評価担当者対象） ◎127名

③ 自己点検・評価ニューズレター「じこてん」の発行

評価に係る教職員の評価業務が大学全体のPDCAサイクルの一部を構成していることを周知することを目的として、毎年、自己点検・評価ニューズレター「じこてん」を発行し、学内教職員へ配布するとともに、点検・評価に関する説明会や委員会の補助資料として活用している。

第14号（7月20日発行）では、「自己点検・評価と学生アンケート」「学生アンケートの活用法」を特集した。これまでに発行している「じこてん」は、本学ホームページで学外へ公表している。

(4) 2015年度「評価委員会による評価結果（大学への提言）」に係る進捗状況

明治大学自己点検・評価規程第17条に基づき、2015年度自己点検・評価報告書（2017年3月作成）に対する自己点検・評価 評価委員会の評価結果として、改善を指摘された事項は、次の4点である。

- | |
|--|
| <p>① 教育理念の具体化を図り、教育理念から学長方針、3つのポリシーに至る教学計画体系の一貫性を確保すること</p> <p>ア 建学の精神、大学の使命、長期ビジョン、中期計画、学長方針等の整合性を確保すること</p> <p>イ 建学の精神「権利自由」「独立自治」の分かりやすい解釈や表現を検討し、学内外への広報を見直すこと</p> <p>ウ 理念『個』を強くする大学について、どのような学生を育てるのか、具体的な方向性を示すこと</p> <p>② 計画を確実に実現する教学運営プロセスの導入や、目標・計画を評価する方法を改善し、内部質保証の実効性を高めること</p> <p>ア 年度計画書の進捗管理を徹底するために、中間評価を実施すること</p> <p>イ 「機関別認証評価基準に沿った点検・評価」から、「大学の目標・計画を活用した点検・評価」に改めることで、大学の活力を生み出す評価とすること</p> <p>ウ 中期計画や学長方針、年度計画等において数値目標・達成期限を明記した具体的な計画を立案し、その計画を評価する指標・基準・測定方法を確立し、教育研究活動や業務活動の向上を図ること</p> <p>エ ディプロマ・ポリシーに掲げる学習成果と授業科目を連関させ、教育カリキュラムの適切性を評価する仕組みを確立すること</p> <p>③ 教育課程や学習成果の評価のために各種学生アンケート調査を行い、その分析結果を活用すること</p> <p>ア 各種学生アンケートにおいて記名式を導入すること</p> <p>イ 学生による授業改善のためのアンケートから学生の学習状況を把握できるように工夫すること</p> <p>④ 予算編成に伴う分析・検証システムを実質化すること</p> <p>ア 予算全体の分析・検証システムの見直し及び財務状況改善のための対応策を講じること</p> <p>イ 予算編成における教学・法人間の抑制均衡の確立を図ること</p> |
|--|

- ① 教育理念の具体化を図り、教育理念から学長方針、3つのポリシーに至る教学計画体系の一貫性を確保すること
- ア 建学の精神、大学の使命、長期ビジョン、中期計画、学長方針等の整合性を確保すること
- 大学の存在意義や方向性を示す用語の位置づけや相互の関連について、整理を行うまでには至っていない。計画体系の整理については、2018年度学長方針と学校法人

1 はじめに

明治大学長期ビジョンを達成するための第2期中期計画（2018～21年）を同時期に策定できたことにより、連携することができた。

イ 建学の精神「権利自由」「独立自治」の分かりやすい解釈や表現を検討し、学内外への広報を見直すこと

2017年度内に大学全体の教育目標及び3つのポリシー案が定まる予定であり、建学の精神の具体化が図られるようになる。今後は、各学部が定めている学部3ポリシーの検証時に、大学全体ポリシーとの連関を確認する。

広報については、学内向けには、本学学生に学部間共通総合講座「明治大学の歴史Ⅰ・Ⅱ」を全キャンパスにて開講している。卒業生関係者向けには、ホームカミングデーにて、特別講演会「様々な明治大学」を実施した。一般向けには、明治大学・法政大学・関西大学連携「ボアソナードとその教え子たち（仮）」の展示会を検討している。また、大学史資料センター編集「明治大学の歴史」を書籍として発行する等、講座やイベント等を実施・検討している。

ウ 理念「『個』を強くする大学」について、どのような学生を育てるのか、具体的な方向性を示すこと

理念「『個』を強くする大学」の具体的な方向性について、「明治大学グランドデザイン2020」の「2. 全学のビジョン—（1）教育」において、記述している。ここで掲げている事項を実践することにより、「国際的に通用する多彩な個性と、自由と自治の精神を有する人材を養成し、多様な国籍の学生が交流する、世界に誇る教育力のある大学」となることを明示している。

また、学校法人明治大学第2期中期計画—1教育—項目8の「『個』を強くする活動の支援」として、正課外教育、奨学金、就職に関して記載している。

これらを踏まえつつ、学長室では、大学全体の教育目標及びディプロマ・ポリシーについて、現在、具体化に向けた検討が進んでいる。

② 計画を確実に実現する教学運営プロセスの導入や、目標・計画を評価する方法を改善し、内部質保証の実効性を高めること

ア 年度計画書の進捗管理を徹底するために、中間評価を実施すること

2018年度学長方針と学校法人明治大学第2期中期計画（2018年～21年）を同時期に策定し、連携したことにより、学長方針と中期計画の整合性がとれつつあり、進捗管理の前提条件を揃えている段階にある。

各機関が策定する中長期計画と単年度計画については、中長期計画と単年度計画の関係が明示されておらず、自己点検・評価においても目標の達成状況や計画の実施状況を明確に評価することが困難であったため、2017年度から記入様式を改訂し、中長期計画の中での単年度計画の位置づけを明確にした。このことにより、年度計画の進捗管理が行いやすい制度に改善できた。中間評価までに至らないが、年度途中（9月、12月）での進捗管理が実施しやすい様式になったので、現在、年度計画の進捗管理及び中間評価の方法について検討を進めている。

イ 「機関別認証評価基準に沿った点検・評価」から、「大学の目標・計画を活用した点検・評価」に改めることで、大学の活力を生み出す評価とすること

現在も、認証評価基準に基づいた点検・評価が行われているため、一部に形式かつ形骸化している実態はあるものの、今後の点検・評価の在り方や第3期認証評価に向けての対応についての検討を行っている。特に大学独自の年度計画書の達成度を基盤とした評価と、教育の質保証に基盤をおいた教育プログラムをレビューするための評価を中心に、自己点検・評価企画編集部会で検討した。2018年度からは新たな点検・評価で実施できるよう検討を継続している。

ウ 中期計画や学長方針、年度計画等において数値目標・達成期限を明記した具体的な計画を立案し、その計画を評価する指標・基準・測定方法を確立し、教育研究活動や業務活動の向上を図ること

P D C Aサイクルが適切に働くためには「明確なビジョン・具体的な数値目標・達成期限・実施可能な計画・評価する仕組み」の実現は重要であるとの認識のもと、今年度、2018年度学長方針への数値目標・達成期限の明記の依頼を各機関へ行ったが、実現できたのは、研究・国際連携・男女共同参画などに限られた。今後、数値目標等の明記を増やし、全領域において明記されている学長方針となるよう検討する。

エ ディプロマ・ポリシーに掲げる学習成果と授業科目を連関させ、教育カリキュラムの適切性を評価する仕組みを確立すること

各学部が定期的に行っている各学部の3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の検証に合わせて検討する。

科目ナンバリングについては、教務部委員会（2017年5月23日開催）にワーキンググループを設置し、再検討を開始し、今年度中の完成を目指している。

③ 教育課程や学習成果の評価のために各種学生アンケート調査を行い、その分析結果を活用すること

ア 各種学生アンケートにおいて記名式を導入すること

「大学における学びに関するアンケート」は隔年で実施しており、2017年度は実施年度である。実施にあたり、自己点検・評価全学委員会、教務部委員会、企画編集部会等の各種会議体で、実施方法等の検討を進め、経年比較や学生の学びの過程を測定できるように、11月下旬から学生番号を取得する形式（記名式）で、学部生及び大学院生（専門職大学院を除く）を対象にアンケート調査を開始した。

イ 学生による授業改善のためのアンケートから学生の学習状況を把握できるように工夫すること

2017年度からは、実施率向上を図るため、学部毎に実施必須学期を指定し、当該学部にも所属する専任教員（特任教員含む）については、1科目以上のアンケート実施を必須とした。また、教員の意識向上及び負担軽減のために、事前にアンケート実施予定科目及びアンケート用紙の受取り方法を調査し、各教員の希望に基づいてアンケート用紙を用意した。学生による授業改善のためのアンケートは、教員が学生は授業をど

1 はじめに

のように感じているかを認識することにより、授業内容の改善を図ることを目的とし、また、学生とのコミュニケーションツールの一つとして実施しているが、学修状況はとりまとめられていない。

④ 予算編成に伴う分析・検証システムを実質化すること

ア 予算全体の分析・検証システムの見直し及び財務状況改善のための対応策を講じること

予算全体の分析・検証システムの見直しをするまでに至っていないが、具体的に動いている支出削減の方策として、「T A神保町ビルの賃借契約解約」が挙げられる。2010年以降、研究室確保のため、T A神保町ビルの賃借契約を継続していたが、2017年8月の法科大学院教授会にて、14号館に設置されている法科大学院生用の自習室の縮小が決定した。このことにより、T A神保町ビル内にある研究室を14号館へ移転（2018年2～3月実施予定）し、移転完了後はT A神保町ビルの賃借契約を解約予定である。

イ 予算編成における教学・法人間の抑制均衡の確立を図ること

審議機能を高めるということについて、未だ予算審議の方法として導入の確立はしていないが、オーバー申請する予算について、年度末に成果を報告し、それを評価して次年度以降の予算に反映させていく方法を今年度（2018年度予算）の予算審議で一部採用予定である。